

姉妹都市交流引受事業実行委員会設置要綱

平成13年4月1日制定

(設置)

第1条 姉妹都市との交流引受事業を円滑に推進するため、姉妹都市交流引受事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 実行委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(役員)

第3条 実行委員会に、委員長、副委員長を置く。

2 委員長は、防府市総合政策部長、副委員長は防府市総合政策部次長をもって充てる。

(役員職務)

第4条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 実行委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議決事項)

第6条 実行委員会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 引受けに関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) その他重要な事項

(庶務)

第7条 実行委員会の庶務は、防府市総合政策部政策推進課国際交流室において処理する。

(経費)

第8条 実行委員会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 引受負担金
- (2) 補助金
- (3) その他の収入

(会計期間)

第9条 実行委員会の会計期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第10条 この要綱に定めのあるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

防府市総合政策部長

防府市総合政策部次長

防府市総合政策部政策推進課長

韓国紹介グループ（K. I. G.）代表または同者が指名する者

山口県防府市日韓親善協会会長または同者が指名する者